

特集

2

高齢者の生活と資産を守る「家族信託」を考える

—家族信託を正しく理解し消費者被害にあわないために—



遠藤 英嗣 Endo Eishi 弁護士

1971年法務省検事、2005年東京法務局所属公証人、2015年弁護士登録。遠藤家族信託法律事務所所長弁護士、日本成年後見法学会常任理事。著書に『新訂 新しい家族信託』（日本加除出版、2016年）、『家族信託契約』（日本加除出版、2017年）など。



家族信託

皆さんは、最近、家族信託という言葉をよく耳にされているのではないかと思います。家族信託は、民事信託とも称され、家族の生活や財産を守るという家族のための信託契約です。家族信託は法律で定められた制度ではありませんが、この法的しくみは、私たちの生活を支える制度です。基本的なしくみ、それに信託の本質に反しない限り、当事者が望むいかなるスキームも設計できる制度なのです。特に、保護を必要とする配偶者や子のために信託を利用したいときには、それを実現できる信託のしくみや組み立て方（組成）は1つに限らず、いくつかの手法を選択でき、しかもスキームの組み立て方もそれぞれのニーズに合わせることができるといふ柔軟性のある制度なのです。

しかし、家族信託は、大変難しい制度です。

近時、司法書士を中心に、弁護士、税理士、行政書士など「士業」と呼ばれる人が、この法律行為の組成等に携わり、世の中にこの制度を広めています。この専門家の業務を家族信託支援業務と呼んでいます。ごく最近の話ですが、高齢者が、専門家と称する士業の人にこの業務を頼んだところ、いい加減な仕事をされて、トラブルになったという事例がありました。

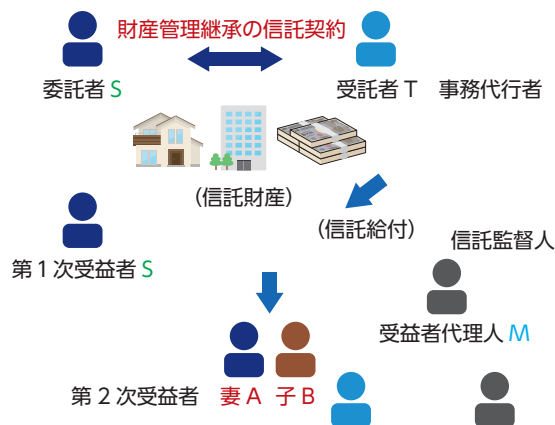
そこで、高齢者がこのような被害にあわないよう、また、素晴らしいこの制度を本来の姿で広く活用してもらうために、この家族信託を可能な限り分かりやすく説明したいと思います。

信じて託すしくみ

家族信託は、信じて財産を託す制度です。

基本的な家族信託について図1を参考に理解を深めましょう。

図1 基本となる家族信託契約



(S, A, Bともに死亡—信託の終了) A, B死亡時帰属権利者・残余財産受益者

(注) 信託契約とは、信託法で認められた信託の設定方法です。財産を提供する委託者と財産を管理する受託者との間での契約です。信託には、さらに当事者として利益を受ける受益者がありますが、契約の当事者にはなりません。なお、信託監督人と受益者代理人は、受託者を監視監督する人です。

信託とは、委託者（高齢になったSさん）が、自分が所有している不動産や金融資産など一定の財産を別扱いにして、信頼できる受託者（親族のTさん）にその管理等を託して名義を移転（信託譲渡）します。そして、受託者Tさんにおいて、当該財産（信託財産）を委託者が定めた一定の目的（信託の目的）に従って管理活用、そして処分をし、その中で託された財産（不動産）を住まいとして利用させたり賃貸不動産の運用益等を特定の受益者（Sさんのほか、奥様のAさんや障害を有するお子さんのBさ

特集2 高齢者の生活と資産を守る「家族信託」を考える— 一 家族信託を正しく理解し消費者被害にあわないために—

ん)に給付(信託給付)し、さらにこの受益者が亡くなったときには、委託者Sさんが最終の財産の帰属先に決めた人や団体(帰属権利者等)に残った財産そのものを引き渡して、その目的を達成する制度なのです。

家族信託は、財産の管理制度ですが、単純な制度ではありません。これは、認知機能の低下等で財産管理が甘くなった高齢者の大事な財産が、一部相続人などによる使い込みや、特殊詐欺にあったりしないように、信頼できる受託者に財産を移転して、高齢者や障害を有するお子さんの生活を守り、しかも確実に円滑な資産の承継を実現しようという制度です。

この信託では、財産の名義が移転しますが、受託者の固有財産になるわけではありませんし、受託者に贈与税が課税されることもありません。それが、信託の中で理解が最も難しい「信託譲渡」というしくみがなせる業なのです。

信託譲渡

信託譲渡というのは、信託というしくみの中で委託者の財産が受託者に移転するというものです。これにより、①信託財産は、委託者の所有財産でなくなり、遺産(相続財産)から消えます。②信託財産は受託者の名義になり、形式的には所有者として扱われますが、受託者の固有財産になるわけではありません。③しかも、受益者の所有になるわけでもありません。不思議ですが、委託者が提供した財産は、「誰のものでもない財産」となり、委託者、受託者が倒産したとしても信託財産はこれらの債権者によって差し押さえられることはありません。さらに税となると特異です。④信託財産は、税法的には受益者が所有しているとみなされ、受益者に課税されるのです。

既に、頭が混乱されている人も多いのではないかと思います。そうです。家族信託は、それだけ難しいのです。

夢をかなえる家族信託(特長)

しかし、この家族信託は、財産をしっかりと管

理して家族を守りたい、また円滑な財産(資産)承継を実現したいという人の夢をかなえる制度なのです。その主な特長(信託のメリット)は、次のとおりです。

- 委託者の死亡後も、また意思能力を失った後も、本人の希望や考えを確実に長期にわたって実現できること
- 成年後見制度や遺言制度の欠陥やできないこと(いわゆる「隙間」)を埋めるしくみであること
- 成年後見制度では本人の財産は本人のためにしか利用できないが、家族信託では本人の財産を本人だけでなく、家族等のためにも活用できること
- 後見人の事務処理の基本は財産の保存と管理であるが、信託では財産の運用や枠を超えた活用ができること
- 信託には遺言ではできないさまざまな利点があり、その1つが民法ではできない「後継ぎ遺贈」ができること
- また遺言では可能とされる相続人全員の合意(遺産分割協議)で本人の遺志が反故にされることがないこと
- 相続対策のしくみとして活用できること
- 倒産隔離機能があり、委託者および受託者の倒産から財産を守ることができること
- 不動産の共有による紛争を避けられること

ここで、後継ぎ遺贈について説明します。

図1の事例で説明します。障害を有するBさんには兄弟はなく、他に相続人がいない場合ですが、Sさんとその妻Aさんがすべての財産をBさんに相続させると遺言を残したとします。そのBさんが意思表示できないときは、Bさんの死亡時に財産が行き先を失うことになり、その遺産はすべて国庫に帰属してしまいます。これを回避するため、Sさんの遺言で、「財産をBさんに相続させる。そして、Bが死亡したときは、残った財産はTに遺贈する」というのを後継ぎ遺贈といいます。通常、この遺言で

特集 2 高齢者の生活と資産を守る「家族信託」を考える— 家族信託を正しく理解し消費者被害にあわないために—

は、Tへの遺贈の部分は有効とはされないのです。そこで、Sさんの夢をかなえるのが、家族信託なのです。

成年後見制度と本人財産

ここで成年後見制度について触れておきます。

成年後見制度は、認知症高齢者や知的障害その他精神上の障害により判断能力が不十分な人のために、成年後見人等が、本人を代理して必要な契約を締結し、あるいは本人が締結した不要な契約等を取り消し、さらには財産の管理をして、その支援や手配を行う制度です。

この制度には、本人が自ら後見人を選任する任意後見制度と、家庭裁判所が後見人を選任する法定後見制度（本人の判断能力に応じて、後見制度、補佐制度、補助制度）があります。

成年後見制度は、そもそも成年後見人等が本人の財産を管理し身上保護（生活の支援や療養看護に関する法的な手配など）を担う制度ですが、本人の財産は基本的には本人のためにしか利用できません。認知症配偶者の高額な施設入所資金や毎月の施設利用料に、成年後見人等が管理する本人の財産を自由に充てるということができない制度となっています。それから、本人が望んだとしても、株式など金融商品を購入するという財産の運用も認められておりません。

このため、本人のみならず家族の支援も可能な、成年後見制度を代替補完する家族信託制度に目が向けられ始めたのです。

家族信託の利用目的

家族信託は、これまでの説明でお分かりのように、相続や遺言に代替し、成年後見制度を補完するものです。成年後見制度は、高齢者、特に認知症を発症している人などを守る大事な制度ですが、最近、使い勝手が悪いとしてこの制度を敬遠し、これに替わる家族信託の利用を始めています。

それだけではありません。遺言についてはかん陥

せい（落とし穴）があり、あてにならないとして、確実に資産を承継できる家族信託がその夢をかなえられるとして利用が急に増えています。

その家族信託の主な利用目的を紹介します。

① 高齢者本人と家族の生活を守りかつ大事な財産を守るため

成年後見制度は厳格ですが、一方で成年後見人が相続財産（自宅以外の不動産）を家族の意思に反して換価処分できるなど後見人にとっては緩慢な制度となっています。このため、本人のみならず配偶者やお子さんの生活や福祉を守るため、また不動産等大事な財産を成年後見人が処分できないようにするために信託を活用すれば、成年後見人の手が及ばないところに財産を移転できます。

その中で、認知症の配偶者や障害を有する家族を確実に守るのです。

② 家産（大事な一家族の財産）承継のため

成年後見人によって財産が処分され遺言どおりの遺産承継ができなくなるだけでなく、相続人によって遺言が反故はごにされるということが現実起きています。このため遺言を代替する家族信託を「破られない遺言」として利用できます。

そして家族信託は、そのほとんどが「遺言代用信託」（遺言と同じ機能を有する信託）といわれているしくみであり、次に説明する100年信託を実現する「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」もその1つです。

③ 事業承継のため

委託者が円滑に長子などの後継者に事業を承継したい場合に活用できます。

④ 相続対策のため

家族信託の特長を生かし、確かな資産管理による円滑な資産承継や相続税対策を実現できます。

「100年信託」と遺留分

人生100年の時代を迎えています。実は、家族信託も100年間機能するものもあります。

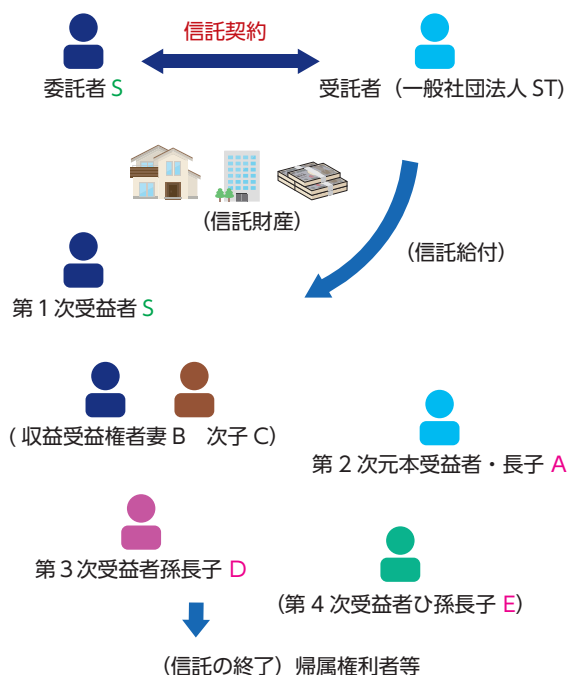
この間に権利を有する人が死亡して相続が開

特集2 高齢者の生活と資産を守る「家族信託」を考える—家族信託を正しく理解し消費者被害にあわないために—

始しますので、その際、遺贈等があったときには当然民法で定められている遺留分（相続があったとき、一定の相続人が最低限相続によって取得できる財産）の問題が生じます。信託の場合、相続という形態ではないのですが、遺贈とみなされることから家族信託を利用してもこの遺留分の問題は回避できないのです。しかし、信託では、この遺留分の問題が、先の受益者が死亡し新たな受益者変わったときに1回だけしか起きないという例があるのです。

信託法91条で認められた「後継ぎ遺贈型受益者連続信託の特例」の場合です。図2で説明します。この特例（いわゆる家督承継型の受益者連続信託のしくみ）の場合、委託者Sさんの相続時（正確には「受益者Sさんの死亡により次の受益者が新たな受益権を取得した時」）には、Aさん・Bさん・Cさんに遺留分の問題は生じますが、その後の第二次受益者である後継者の長男のAさんや奥様のBさん、長女のCさんの死亡時（Sさんの孫Dさんの受益権取得のとき）、さらにはDさん死亡時（Sさんのひ孫Eさんの受益権取得のとき）には遺留分の問題は生じないと考えられています。

図2 不動産・家督承継受益者連続信託契約



(注) この信託は、長期にわたるので、個人の受託者では対応できないことがあるので、法人にしてあります。

野放図な家族信託支援業務と消費者被害

これまでの説明で、家族信託は、私たちの生活を支える、広遠な制度ですが、他方でとても生半可な知識では手が出せない難しい法制度であることはお分かりになったことと思います。

しかし、ここに来て、何でも望みをかなえることができる家族信託をうたい文句に、「確かな信託契約を作ります」「お近くのどこの銀行でも信託のための銀行口座も開設できます」などと言って高齢者などをだまして、家族信託支援業務委託契約を締結し、完全には機能しない信託契約書を作成し、しかも信託口座もどき口座（信託で大事な倒産隔離機能を有する「民事信託口座」ではない受託者名義の口座）を開設して提供し、高額な報酬を取るといふ、実務能力のない専門家を名乗る事業者が増えています。

なぜこのようになっているかという、実は、これまでも、また今も専門家のかかる家族信託支援業務について、法律家の中での住み分けもなく、また報酬基準も確立されておらず、それが高額なうえ、倫理的な基準もなく、奔放野放図にやりたい放題のことができてきているという背景事情があるからです。

このように、家族信託が特殊な制度で一般人には分かりにくい、だまされている人も多いようです。そこで、自己防衛が必要になります。その手段は、これを利用するのであれば、まず自らが家族信託とはいかなるものか、基本的なことを自分で勉強して実務のポイントを知ることが大事です。それに、依頼した専門家といわれる人が作成した信託の文書の内容等で不明な点があればよく質問して、即座に分かりやすい回答を得ることです。もし、この回答に満足できない場合は、他の専門家へのセカンドオピニオンを活用するなどして、その人が十分に信託組成の能力のある人かどうか、また不実告知や誇大説明等がないかなどを確認することで